

藤沢市拠点駅等周辺商業活性化事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日
改正 平成24年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成30年4月1日
改正 令和4年4月1日
改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の主要な都市拠点にふさわしい藤沢の顔、玄関口として、地域資源を活用した拠点駅周辺の商業集積の実現を図り、地域経済の活力再生を目指す事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点駅 この要綱で掲げる拠点駅とは、藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅のことをいう。
- (2) 商店街団体 補助金交付を受けようとする年度の4月1日現在において、一般社団法人藤沢市商店会連合会に加盟している商店街団体をいう。
- (3) 拠点駅周辺商業活性化事業 商店街団体、地域の団体事業者、大学やNPO法人など多様な主体が連携し、地域資源を活用した拠点駅周辺の商業集積及び周辺商業の活性化を図るために実施する事業で次に掲げる要件を備えている事業とする。
 - ア 拠点駅周辺の商業集積及び周辺商業の活性化が見込まれる事業であること。
 - イ 来街者の回遊性向上が見込まれる事業であること。
 - ウ 商店街団体を含む、多様な団体等が事業実施に関連している事業であること。
 - エ ソフト的要素を持った事業であること。
 - オ 継続性が見込まれる事業であること。
 - カ 補助対象事業費の合計が100万円以上の事業であること。
 - キ 施設の整備のみ又は空き店舗への出店のみに関する事業でないこと。
- (4) 藤沢宿・遊行の盆事業 歴史的資源等を活用して、藤沢駅周辺の商業及び観光の活性化を図るために、藤沢商工会議所及び藤沢宿・遊行の盆実行委員会が実施する事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額、交付時期、補助対象期間は別表のとおりとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業の開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業計画書
 - (2) 収支予算書(第2号様式)
 - (3) その他、市長が必要と認める書類
- (補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業計画変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(事業実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、拠点駅等周辺商業活性化事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
 - (2) 収支決算書(第7号様式)
 - (3) 実施事業の写真
 - (4) 領収書の写し
- (備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成３１年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和７年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和１０年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び 補助限度額	交付時期	補助対象期間
拠点駅周辺商業 活性化事業	専門家謝金、専門家旅費 交通費、会議費、会場借 料、借損料、印刷製本費、 通信運搬費、広告宣伝費、 消耗品費、什器備品費、 賃金、雑役務費等の事務 経費、委託費、施設整備 関係費、家賃、商品開発・ 販路開発にかかる経費、 改装費、資料作成、購入 費、材料費、集計・分析 費、ソフト開発費、商標 権等取得経費、その他事 業の目的を達成するため に必要と認める経費	補助対象経費の 3分の1以内 （ただし、50 0万円を上限と する。）	事業完了後に一括 払い	複数年度にわ たる場合には、 最大3年度を 補助対象とす る。ただし、毎 年度ごと交付 申請を行うも のとする。
藤沢宿・遊行の 盆事業	1 運営費 2 会場設営費 3 会場警備費 4 広告宣伝費 5 謝礼 6 招致費	補助対象経費の 2分の1以内 （ただし、50 0万円を上限と する。）	事業完了後に一括 払い	市長が別に定 める